

○伊是名村地下水保護管理条例
平成10年12月28日
条例第19号
改正
平成20年10月2日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、本村の離島という立地条件に起因する水資源の確保の困難性に鑑み、最も重要な水資源である地下水を適正に保全し、有効に利用されるようにその保護管理を図ることにより、地下水資源の適正利用に寄与し、もって村民の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 地下を流れ、又は地下に停滞し、地下水面を形成する水をいい、地下から自然に、又は人為的に地表に流出する水を含むものとする。
- (2) 取水施設 地下水を採取するための固定された施設をいう。
- (3) 地下水保全区域 公共性の高い地下水流域を保全するため、別表第1に掲げる大字のうち、別表第2の小字名欄に掲げる区域をいう。

(許可)

第3条 地下水保全区域において、取水施設により地下水を採取しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。ただし、消防の用に供する場合は、この限りでない。

(許可の申請)

第4条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所
 - (2) 施設の設置の場所
 - (3) 取水施設の設置の目的
 - (4) 取水施設の取水能力
 - (5) 取水施設のうち、井戸についてはその深さ及び吐出口の口径
 - (6) 取水施設のうち、原動機を持つものについてはその出力
 - (7) 地下水の平均採取量
 - (8) 地下水の採取が一定の期間を定めて行われるものについてはその採取期間
- 2 前項の申請書には、取水施設の設置の場所を示す図面を添付しなければならない。

(変更の許可)

第5条 第3条の許可を受けた者（以下「地下水採取者」という。）は、同条の許可を受けた取水施設（以下「許可施設」という。）について第4条第1項第2号、第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、村長の許可を受けなければならない。ただし、取水施設の取水能力を小さくし、取水施設のうち井戸についてその吐出口の口径を小さくし、取水施設のうち原動機を持つものについてその出力を小さくし、又は地下水の採取が一定の期間を定めて行われるものについてその採取期間を短くしようとする場合で、村長に届け出たときはこの限りでない。

(氏名等の変更の届出)

第6条 地下水採取者は、その氏名又は名称及び住所並びに第4条第1項第3号及び第7号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を村長に届け出なければならない。

(廃止の届出及び原形復旧)

第7条 地下水採取者は、許可施設により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なく、その旨を村長に届け出なければならない。

- 2 前項に該当するに至ったときは、その許可施設に係る第3条の許可は、その効力を失う。
- 3 地下水採取者は、第1項の届出をするときは、その設置場所の原形復旧を図るものとする。

(地下水の採取等に関する国及び地方公共団体の適用)

第8条 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が行う行為についての第3条及び第5条の規定の適用については、国等と村長との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなす。

2 国等が行う行為についての第5条第1項ただし書及び第6条の規定の適用については、国等が村長へ通知することをもって、これらの規定による届け出があったものとみなす。

(許可の基準)

第9条 村長は、第3条の許可の申請に係る取水施設による地下水の採取が、地下水の水質の悪化をもたらす場合

又は他の取水施設による地下水の採取に著しい影響をもたらす場合は、同項の許可をしてはならない。

2 村長は、第3条の許可の申請に係る取水施設による地下水の採取の地点が、公共的地下水利用施設の取水区域内にあるときは、当該施設の管理者に対し、あらかじめ協議しなければならない。

(許可の条件)

第10条 村長は、第3条又は第5条の許可について、条件を付することができる。

2 前項の条件は、地下水保全区域における地下水の保全を図り、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものに限り、かつ、地下水採取者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(許可の承継)

第11条 許可施設を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、その許可施設に係る地下水採取者の地位を承継する。

2 地下水採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、地下水採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を村長に届けなければならない。

(許可の取消し等)

第12条 村長は、地下水採取者が第5条の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき又は第10条第1項の条件に違反したときは、第3条の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて地下水を採取することを停止すべき旨を命ずることができる。

(地下水採取者に対する緊急措置)

第13条 村長は、予想することができなかつた特別の事情の発生により地下水保全区域における地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、地下水採取者に対し、相当の期間を定めて、許可施設による地下水の採取を制限すべき旨を命ずることができる。

(地下水汚染)

第14条 村長は、地下水の水質を悪化させるおそれのある行為について、原因者に対し、地下水の水質保全に必要な措置をとるように勧告することができる。

(立入検査)

第15条 村長は、この条例を施行するのに必要な限度において、当該職員に許可施設の設置の場所又は許可施設に係る地下水採取者の工場若しくは事業所に立ち入り、許可施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審議機関)

第16条 この条例によりその権限に属させた事項及び村長の諮問に応じ地下水に関する重要事項を調査審議する機関として、伊是名村地下水審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、村長に意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第17条 審議会は、関係機関を代表する者、関係団体を代表する者及び地下水に関し学識経験を有する者のうちから村長が任命する委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条又は第5条の許可を受けずに地下水保全区域における取水施設により地下水を採取した者

(2) 第12条又は第13条の規定による命令に違反した者

2 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条、第7条第1項及び第11条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第15条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

2 この条例を施行する前から地下水を採取している者又は地下水を採取する目的で地下掘削を行っている者は、平成11年3月31日までにその旨を村長に届け出ることにより、第3条の許可又は第4条の申請があったものとみなす。

附則（平成20年条例第18号）

この条例は、平成20年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

大字名

仲田

諸見

内花

勢理客

別表第2（第2条関係）

大字名 小字名 区域

仲田 通水 一部

諸見 上ノ畑 一部

西潮平間 一部

ガンヂナ 全域

ユルミチャ 全域

天城 一部

屋部 全域

ハタマサ 全域

鳥田 全域

間花 全域

伊佐前 一部

カビヂ 全域

新田 全域

内花 屋佐 一部

千原 一部

ドリロ原 全域

イシジユムイ原 一部

筋廻 一部

勢理客 ゴハグチ原 一部

大野山内 一部

クイジ原 一部

ゴハ原 一部

○伊是名村地下水保護管理条例施行規則

平成11年1月25日

規則第1号

（目的）

第1条 この規則は、伊是名村地下水保護管理条例（平成10年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（許可の申請）

第2条 条例第4条第1項の許可の申請は、地下水採取許可申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

（変更の許可）

第3条 条例第5条の変更の許可を受けようとする者は、地下水採取変更許可申請書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 条例第5条ただし書の規定による届出をしようとする者は、地下水採取変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

（氏名等の変更の届出）

第4条 条例第6条の規定による届出をしようとする者は、地下水採取変更届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定による届出をしようとする者は、廃止届出書（別記様式第5号）により行うものとする。

(承継の届出)

第6条 条例第11条第3項の規定による届出をしようとする者は、許可承継届出書（別記様式第6号）により行うものとする。

(許可証)

第7条 村長は、地下水の採取を許可した施設について、許可証（別記様式第7号）を交付する。

2 村長は、地下水採取の許可に当たり、条例第10条により条件を付した場合は、その内容を許可証に明記するものとする。

3 地下水採取の許可を受けた者が、地下水採取を中止したとき又は条例第12条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに許可証を村長に返納しなければならない。

4 村長は、前項に定める無効となった許可証の返納がないときは、当該許可証が無効である旨を村の掲示場に掲示するものとする。

5 第1項から前項までの規定は、条例第5条の変更の許可について準用する。この場合において、第3項中「地下水採取を中止したとき又は条例第12条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに許可証を」とあるのは「変更後の許可証の交付を受けたときは、直ちに変更前の許可証を」と読み替えるものとする。

(審議機関の委員構成)

第8条 伊是名村地下水審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げるものにつき、村長が任命する。

- (1) 伊是名村助役
- (2) 伊是名村総務課長
- (3) 伊是名村建設課長
- (4) 伊是名村経済観光課長
- (5) 伊是名村住民福祉課長
- (6) 伊是名村農業委員会会長
- (7) 伊是名村土地改良区副理事長
- (8) 伊是名村農業協同組合経済部長
- (9) 伊是名村農業協同組合製糖部長
- (10) 沖縄県北部農林土木事務所
- (11) 沖縄総合事務局土地改良総合事務所
- (12) 学識経験者若干名

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第10条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 会長の任期は、委員の任期とする。

(委員の代理出席)

第11条 委員に事故あるときは、所属する機関又は団体の職員をもって、代理として出席させることができる。

(審議会の事務局)

第12条 審議会の事務は、建設課において処理する。

(審議会の運営)

第13条 条例及びこの規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。